

震災発生！学校が避難所に！？

～避難所開設から学校再開まで～

千葉県公立高等学校事務職員会

安房支部研究グループ

発表者

千葉県立安房水産高等学校

副主査 鈴木 幸仁

はじめに

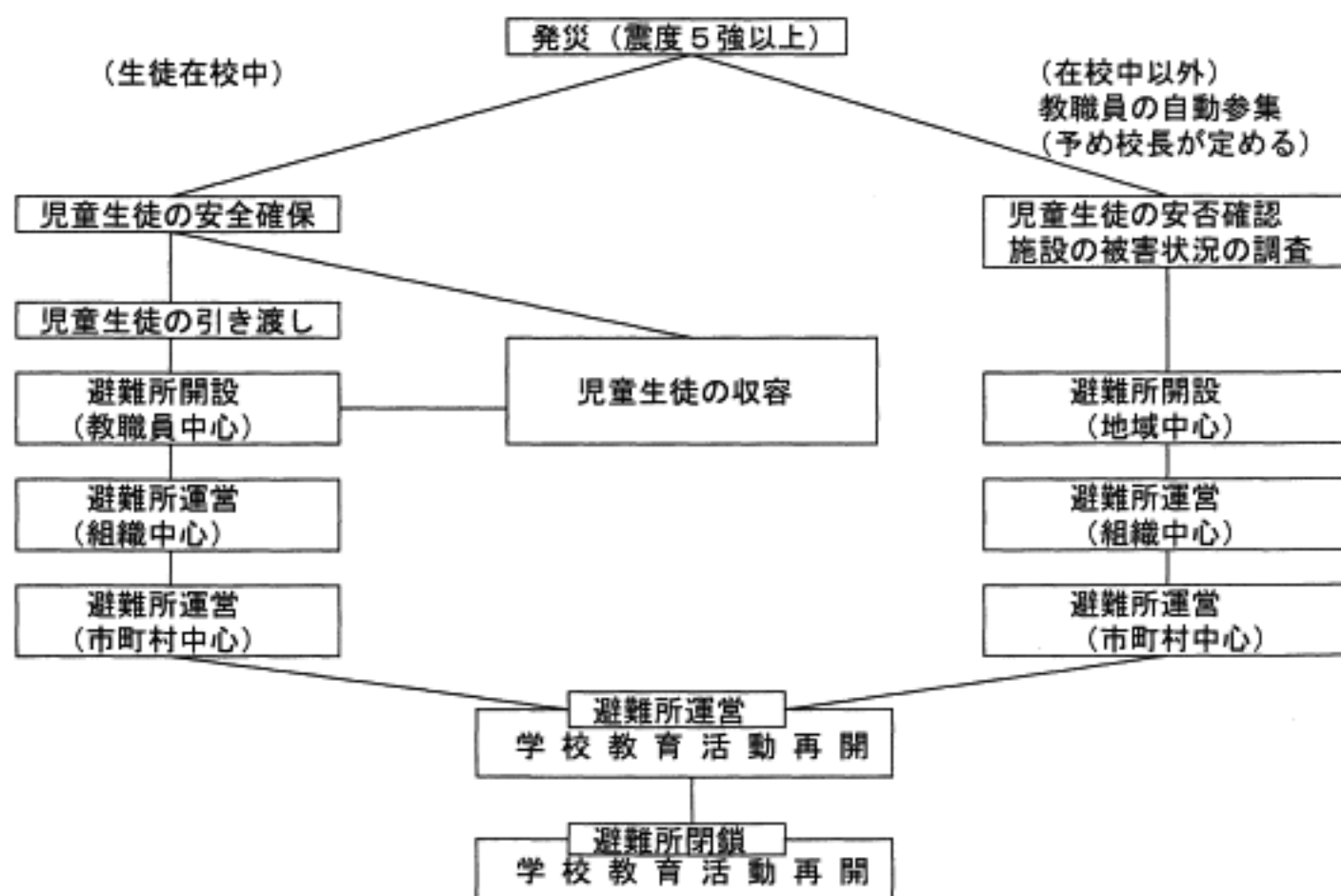
震災時における実働計画(実働マニュアル)(平成18年4月千葉県教育庁)(以下実働マニュアルという。)による県立の各学校施設における地震対策整備指針では、「県立学校は、多数の生徒を収容している施設であるとともに、近年、災害時の避難場所としての学校の役割が重要視されていることから・・・」とあります。実際、千葉県においては、県立高等学校135校のうち109校、県立盲・聾・養護学校29校のうち7校が、当該市町村長から避難場所の指定を受けています。自分の勤務校が避難場所に指定されているかどうかというのは、皆さんは

ご存じのことと思いますが、避難住民の受け入れ人数等は把握されているでしょうか？

また、「阪神淡路大震災では、学校施設が避難場所として重要な役割を果たしたことから、積極的な協力を行うことが望ましい。」とされています。ここ数年震災や自然災害が相次いでおり、国民保護法に基づく避難施設としての指定、学校施設の避難場所としての役割に地域住民からの大きな期待があります。

実働マニュアルに、生徒在校中及び在校中以外の時の学校教育活動再開と避難所運営のフローチャートが載っています。

学校教育活動再開と避難所開設運営のフローチャート



災害は、いつ起こるか予想がつきません。
授業中に災害が起きたら？ 生徒の下校時間に災害が起きたら？ 管理職が出張中や、夜間あるいは休日に災害が起きたら？

その中でも、「生徒在校時に災害が発生したら」を想定して、「災害発生～学校再開まで」として学校の動きを一覧にしてみました。それに基づき、準備しておくといよいものなどを考えてみました。

《災害発生》

まず、児童生徒の安全確保が第一です。もしも負傷者が出てしまった場合には、その処置や家庭への引き渡しについても考えなくてはなりません。

そして、児童生徒職員の避難安全確認後、どのようなことをしたらよいのか、千葉県公立学校事務長会管理委員会が作成した『災害時の対応マニュアル』の中の「大震災発生時の対応」ページにまとめられています。一部を抜粋すると、

①校舎施設の被害状況の把握

◎ガス・水道・電気の現状確認

火気等の使用禁止の指示

◎危険箇所の確認

危険箇所への立ち入り禁止処置

◎校舎・校地等の被災状況

安全点検、施設設備の被害状況把握

②情報収集

◎学校外の被災状況把握

学校周辺の崖崩れ・家屋の倒壊・火災津波浸水等の確認

電車、バス等の運行状況・道路通行状況等

◎気象情報等

③外部との対応

◎教育委員会への被害状況連絡

◎外部からの問い合わせへの対応

◎救助支援の要請

消防署(火災・救急)

警察署(通学路の安全確保要請)

健康保健センター(保健所)

(衛生状況の報告・衛生管理の要請)

◎地域住民の避難場所となった場合

市町村と連携

と、いろいろなことに対応しなくてはなりません。

1. 避難所の開設

千葉県では平成16年度より、学校職員にも配備体制が整備されたことにより災害の状況に応じて学校待機が必要になりました。勤務時間外に地震による災害が起こった場合、震度により配備体制が発令されます。各配備に当たっている教職員は、自動参集しなければなりません。そして避難所に指定されている学校は、避難してきた地域住民を受け入れなくてはなりません。

「用語の定義」

震災時における実働計画(実働マニュアル)

4ページより

- 1 「避難所」とは、地域防災計画上は、地震等の災害による家屋の倒壊、焼失などの被害を受け、または受けるおそれがある者を一時収容、保護するために市町村が開設し、宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設をいう。
- 2 「一時避難場所」とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、ある程度安全が確保されるスペースをもった公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。
- 3 「避難所等」とは、「避難所」、「一時避難場所」を合わせた総称のこと。
- 4 「広域避難場所」とは、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し地震後発生する市街地火災や津波から、避難所の生命を保護するために必要な面積を有する公園や緑地等をいう。
- 5 「避難路(経路)」とは、広域避難場所へ通じる道路又は沿道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難場所へ迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

「避難所の指定、位置付け等」

実働マニュアルより

- ・原則として町会(自治会)又は学区を単位とする避難所運営手引きより
- ・収容人員は、概ね4㎡に1人とする。
- ・大規模地震を想定し、できるだけ多くの避難所の確保(民間施設、社会施設等の活用)
- ・耐震性、耐火性(延焼)及び耐災害性(津波、波土砂危険)への配慮。
- ・避難所までの避難距離は災害弱者等へ配慮し、700メートルを目安に設定する。

避難所の収容の基準は「一人あたり4㎡」となっていますが、ここで、安房地区の各学校の収容数等を調べてみました。

安房地区避難所一覧

<館山市>

避難場所	所在地	保有面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	屋内収容 可能人数 (人)
安房高等学校	北条 1381-1	23,055	15,000	1,500
館山高等学校	北条106	45,000	15,000	1,800
安房南 高等学校	北条611	47,180	15,900	2,000
安房養護学校	中里 284-1	21,099	5,000	300

<鴨川市>

避難場所	所在地	保有面積 (㎡)	収容予定 人員(人)
長狭高等学校	横渚100	—	2,100

<南房総市> (旧和田町)

避難場所	所在地	避難施設	保有面積 (㎡)	収容人員 (人)
安房拓心 高等学校	海発 1604	校舎、 体育館	2,000	1,000

※各市町村の防災計画（南房総市合併前の資料）より抜粋

安房水産高等学校と館山聾学校は、津波危険予想地域のため、避難所等に指定されていない。

避難所の運営については、実働マニュアルに次のように書かれています。

「災害時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全の確保を図るとともに、校長を中心に学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むところにある。学校が避難所となる場合、その運営は本来災害担当部局の職員が責任を負うものであるが、発災直後の数日間は広範・多岐にわたる災害応急対策の実施等もあり、学校に対する職員の派遣自体が不可能な状況も想定される。その意味で、災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所の運営に

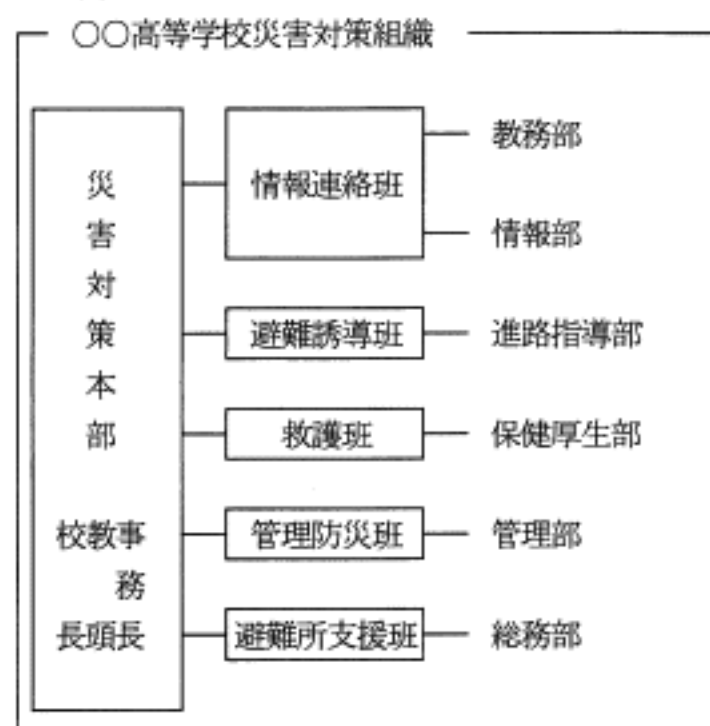
ついて必要に応じ協力すべき立場に立っている。」

2. 校内災害対策本部の設置

まず、学校職員の災害時の係分担をあらかじめ決めておく必要があると思われます。

係分担は、各学校の実情に応じたものがが必要です。ここで、通常の校務分掌を利用した一つの例を作ってみました。

<例1>



3. 避難所の運営

避難所を開設するにあたり、実働マニュアルには次のように書かれています。

「震災時における避難所運営の手引き」（平成10年2月：総務部地震対策課）を踏まえながら各校長は次の点について、市町村長と事前に協議を行っておくことが望ましい。

- (1) 避難場所として、当該学校が使用を認める施設を明らかにしておく。
応急教育が速やかに実施できるよう、普通教室については優先順位を低くしておくことが望ましい。
- (2) 避難場所として効果的に利用されるよう、使用できる水源、備品等についても明らかにしておく。
- (3) 発災後できるだけ早急に避難所として利用できるようにするために、特に、夜間及び休業日などについては、地域自治体の責任者等校長が

認めた地域の人に、鍵の管理などを委任するなどの対応策をあらかじめ講じておくことが必要である。

災害救助法が適用される場合は、鍵を壊しても避難地として利用できるようになっている。

- (4) 当該学校職員が、避難所の運営についてどのように関わってくるかについては、当該市町村長と慎重に協議しておくことが望ましい。

この際、教職員は生徒の安全確保及び速やかな応急教育への移行を最も重要な役割と位置づけながらも、地域住民の安全確保にも配慮した体制を確立しておくことが望ましい。

そこで、学校の所在する3市町に災害時の対応について現在（南房総市合併前）の状況を質問しました。

- ① 県立学校が避難所となった場合の鍵開けについて（ただし、緊急の場合は壊してでも入って良いことになっている）

回答：鴨川市

学校側の警備体制等を聞いた上で協議（検討）したい。

市の指令により住民が来るということになると思われるので、よほどの災害でない限りは、市の施設で対応になるのではないかと。

館山市

現在、鍵の取扱については定めていない。今後地区の職員が鍵を預からせていただく等の対応について学校と相談させていただきたいと思う。

南房総市（旧和田町）

県防災課等を通じて、担当者への連絡・対応。

- ② 避難所になった場合に、市町村からの連絡は、誰に連絡されることになるか。

回答：鴨川市

学校側の連絡体制を聞いた上で協議（検討）したい。

館山市

実際には管理者である学校長への連絡になると思うが連絡が取れない場合には、事後になる場合もあると思うので事前に協議しておく必要があると思う。今後相談してい

きたい。

南房総市（旧和田町）

県防災課等を通じて、担当者への連絡・対応。

- ③ 住民が避難してきている場合学校職員はどの程度関わるべきか。また、市町村ではどのような希望があるのか？

回答：鴨川市

学校については、幼児・児童・生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教員は可能な範囲で避難収容所の運営に協力するとともに、学校長の指示を受け必要に応じて避難収容所の支援業務をお願いしたい。

館山市

現在、避難所運営について館山市できちんと定めたものではありません。今後運営について決めていきたいと思いますが避難所が混乱している中で学校職員の方が運営に関わっていただくのは非常に重要となりますので、今後協議をしていきたいと思っています。

南房総市（旧和田町）

使用順位として町施設から使用していき、県の施設は最後に避難所として設置する。

- ④ 避難所を開設するまでに、どのくらい何を準備しておくべきか。基準となるようなものはありますか。

回答：鴨川市

物的な準備は特にはないと思いますが、施設の開放（鍵開け）を可能な範囲で早くお願いしたい。

館山市

現在はありません。

南房総市（旧和田町）

特に規定していません。

- ⑤ 生徒の在校中の災害も住民の避難所となることがありますか。（ありましたか。）

回答：鴨川市

災害はいつ発生するかわからないので十分考えられますが、よほど大規模な災害でなければ、長狭高校を避難所にするのではないと思っています。

館山市

原則としては小学校を優先して避難所を開設したいが、大規模災害により収容できない場合等、避難所となることは考えられます。

南房総市（旧和田町）

ありうる。（なかった。）

- ⑥ 防災対策会議（地域代表や避難所に指定されている施設の代表を集めて）は実施されていますか。開かれている場合、どのような範囲で招集していますか。

回答：鴨川市

地域の代表等を集めての災害対策会議は実施していませんが、災害対策本部は、災害時や災害が発生するおそれがある場合に随時設置いたします。参集範囲は、市の所属長や消防本部等になります。

館山市

年1回程度開催しています。災害対策基本法で定められた館山市防災会議という組織があり、地域防災計画の作成や実施の推進を行っています。委員は、関係防災機関（東電・NTT・医師会病院・館山駅長・歯科医師会・測候所・町内会等）の代表で構成されています。

南房総市（旧和田町）

和田町防災会議委員は、和田町長、千葉食糧事務所館山支所長、館山測候所長、南房総県民センター安房事務所長、鴨川整備事務所長、安房保健所長、南部林業事務所長、南部漁港事務所長、千倉警察署長、健康福祉課長、建設課長、産業課長、和田町教育長、和田町消防団長、安房郡市広域市町村県事務組合消防長、東京電力（株）千葉支店館山営業所長、NTT 館山営業所長、東日本旅客鉄道（株）、館山駅長。

- ⑦ 備蓄倉庫について

設置場所や内容について

回答：鴨川市

- ①鴨川市役所倉庫（鴨川市役所）
- ②吉尾備蓄倉庫（吉尾小学校）
- ③鴨川備蓄倉庫（鴨川中学校）
- ④曾呂・太海備蓄倉庫（江見中学校）

- ⑤東条備蓄倉庫（東条小学校）

- ⑥主基備蓄倉庫（主基小学校）

- ⑦小湊備蓄倉庫（小湊中学校）

備蓄内容については、非常食料として五目ご飯、カンパン、クラッカー等約14,200食を備蓄。また、備品については大型投光機、組み立てトイレ、毛布、浄水機、かまどセット、組み立て煮炊きレンジ、テント、ブルーシート、土のう等を備蓄しています。

館山市

市内各小学校等に備蓄しており、内容は非常食料や、毛布、トイレ、おむつ、ミルク等を備蓄しています。

南房総市（旧和田町）

和田小学校 毛布 200 枚、備蓄米 750 食、缶パン 500 缶、ビスケット 64 袋×5ヶ、水 500ml × 1,000 本

※千葉県の備蓄について、千葉県総務部消防地震防災課のHPに「県・市町村の備蓄」というページがあります。【参考2】として抜粋したものを載せました。

- ⑧ 市町村における一時避難・避難収容場所の収容人員の割り出し方、その他について

回答：鴨川市

それぞれの避難収容場所付近の地区の人口で出しております。

館山市

明確な算出方法はありません。市では、今後避難所の開設から運営までのマニュアル作成について検討しています。今回の調査項目では対応が不明確なものがありますので、今後きちんと整理していきたいと考えています。

南房総市（旧和田町）

一人あたり 2㎡

以上の回答をみると市町側の防災対策はまだ検討段階にあるようですが、市町の希望としては学校側の協力が不可欠だといえるでしょう。

しかし、学校が優先しなければならないのは、児童生徒の安全確保並びに教育機能の維持及び教育活動の再開への対応です。そのため、学校施設を避難所として提供できるスペースと学校再開のために必要なスペースとを区別しておく必要があります。

実働マニュアルによれば、避難所の開設に当たって次のような注意点が書かれています。

災害初期には応急活動等により迅速な避難所の開設が困難なことが予測されるため、開設の方法や計画について、町会(自治会)の自主防災組織と市町村及び校長(施設管理者)が事前に協議しておくことが必要である。

また、教育委員会は災害担当部局と次の点について、十分協議しておく必要がある。

ア 学校教育の場としての学校にとって、避難所としての役割及び機能は応急的付加的なものであること

イ 児童生徒が在籍しているときと、在籍中でないときは計画に区別を付けておくこと

ウ 避難所としての役割を果たすために必要な物資・器材の整備は、基本的には災害担当部局が行うものであること

また、地域の防災施設を整備するに当たっては学校教育活動に支障を来すことがないようにすること

エ 避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能回復の観点から、普通教室は防災対策上やむを得ない場合に限り開放することとし、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保すること

また、理科実験室等の特別教室は、薬品等危険物が置かれているため、使用しないこと

この点を踏まえ、安房地区内の1校をモデル校に、避難区域と立入禁止区域とを表示した図<例2>を作成してみました。

これは各校の建物の配置、そのときの被害状況によっても変わってくるのですが、職員の共通理解、いざ避難してきた人を受け入れなくてはならないときの説明にわかりやすく掲示するために、作成しておくと思いたす。

では実際には、何をすればいいのでしょうか。阪神淡路大震災の時の避難所の様子はどのような状況だったのでしょうか。インターネットの体験記録のHPには、体験した方ならではのいろいろなお話があり、とても参考になります。以下何点かまとめてみました。

①避難してくる人だけでなく、救援物資も届く。

また、遺体も運び込まれた。その際、遺族の対応や検死の立会まで教職員に対応を求められた。(防

災計画では寺院が遺体安置場所に指定されていたが、収容しきれず、急遽学校に遺体安置の依頼がきた。)

②体育館の寒さが厳しい。避難所として開放するスペースの選択に配慮が必要。(病人や高齢者などにも配慮が必要。<例2>の図では、避難区域を分けて作ってみました。)

また、ペットの扱いについては、防災計画では触れられていないのが現状のようである。ペットを連れている避難者の対応も考えておかななくてはならない。

③救援物資の仕分け作業

食べ物・飲み物・毛布等それぞれ分類し、保管場所を確保、必要な分ずつ運び出した。(勝手に持ち出せるところでは管理できないので、管理できるところをあらかじめ決めておくとうい。))

④学校だけでなく、近くの小さな避難所にも徒歩で救援物資を届けた。

⑤衛生管理

断水によりトイレの水が流れなくなった。2階以上は、使用禁止、1階はプールの水を使用した。また、新潟地震でもトイレの管理が最重要課題であったようである。その他にも、保健室のベッドの争奪・薬品等の持ち出し等があり混乱をきたした。(学校側の対応の仕方について、職員間で確認しておくことが必要。)

⑥問い合わせの対応 避難者名簿の作成

パソコンが利用可能な状況であれば、五十音順に並べて電話対応。伝達事項や伝言のための掲示場所を設置した。

⑦避難所内の治安維持

窃盗等の軽犯罪が多発した所もあった。その治安維持対策も必要になってくる。



4. 授業再開に向けて

応急教育から授業再開に向けての準備について考えてみました。応急教育についてはその災害の規模や状況により対応が変わってくることと思いますが、参考として以下に実働マニュアルから抜粋したものを載せました。

実働マニュアル（P 21）より

〔5 応急教育の実施〕

（2）できるだけ早い授業再開に向けて次のような点に留意しておく。

- ア 災害対策本部の指示を受け、復旧作業の役割分担と日程を確認の上、職員を分担し、作業に取り組む。
- イ 避難者の受け入れ業務の役割を分担するとともに、避難所として開放するため、学校施設を区分する。
- ウ 状況に応じて、避難所を徐々に縮小して教室確保に努める。
- エ 状況によっては、臨時校舎の建築を進めるよう働きかける。
- オ 状況によっては、近隣校合併の手段をとり、周辺学校への分散等して授業再開の道を開く。
- カ 状況に応じて、短縮授業や昼間2部授業を実施して授業を進める。
- キ 転校事務が多く困難な状況の場合は、市町村教育委員会へその事情を報告し、転校手続きの簡略化の措置を要請する。

授業再開に向けての準備として、次のようなことが考えられます。

ア 児童生徒等の被災状況の把握

安全確保と保護者への引き渡し、引き渡せない子たちの収容。

その家族・家屋の被災状況の把握＜例3＞

※確認・掌握自体は各担任が行うと思われるが、在校時の災害の場合、保護者からの確認問い合わせが殺到したり、被災による就学奨励事務等が発生することが考えられるため、事務室でも全体の状況を把握しておかなくてはならない。

イ 教職員の被災状況の掌握

教職員及びその家族や家屋の被災状況の把握

＜例4＞

ウ 施設・設備等の点検・確保

使用可能施設の確認

管理スペースとなるはずの校長室等が使用不能な場合は管理スペースの確保

臨時教室の確保、周辺学校との合同授業等備品の確認

備品被害状況報告書作成、使用不能備品等の廃棄のための調査

エ 教育活動再開の決定・連絡

児童生徒・保護者への連絡方法の確認

事前に連絡方法等を確認しておくことよい

※いろいろな対応へのパソコン利用

現在は各校ともパソコンによるデータ管理がされていると思われます。

しかし、災害のためにデータが破損し、使用できなくなってしまうのでは対応に大きな遅れが出てしまいます。

個人情報の管理はもとより、災害時に活用できる（被害から免れる）方法も考えておくといえるのではないのでしょうか。

以上、再開時期の決定には、通学路、施設、児童生徒、教職員、避難所の状況を総合的に判断する必要があります。それには自治体の復興対策との関連が大変深いといえます。



おわりに

もしも大震災が発生したら、学校が避難所になったら、私たちは何をすればよいのだろうか？そんな発想から、現状を調べてみました。

過去の大震災等の状況を振り返ってみても、学校施設が避難場所及び避難所として重要な役割を果たしていることは明らかであり、児童生徒の安全を確保することはもとより、避難場所として積極的な協力が望まれています。しかし、実際、マニュアルにあるように、避難所の開設の方法や運営のあり方について、自治会や市町村と十分に協議が行われているでしょうか。どれだけの人が危機感を感じ、マニュアルを熟読し、いつでも迅速に対応できるような体制になっているでしょうか。

非常時は、瞬時に状況判断し、即行動に移らなければなりません。市町村や県立学校の垣根をこえた対応が求められ、時間をかけて議論している余裕などありません。私たちは、近い将来大地震が起こるであろうといわれている地域に住みながら、まだまだ備えが足りないような気がします。日頃から、被災後の状況を想定した対策を立て、可能な限りの備えをしておくことが、学校教育機能の維持につながるのではないのでしょうか。そして、学校職員としての立場で、学校に求められる様々なことについて、いろいろ考えておく必要があると思います。

長狭高等学校	主 査	中村美智子
安房拓心高等学校	副主査	西藏 智子
安房高等学校	副主査	岡本あけみ
安房南高等学校	副主査	高木 幸子
館山高等学校	副主査	塩谷 郁代
(発) 安房水産高等学校	副主査	鈴木 幸仁
	副主査	根本かず江
	副主査	加藤 千枝
安房特別支援学校	副主査	安西 直美
	副主査	佐生 裕美

“災害は、
忘れたところにやってくる”

【参考2】千葉県総務部消防地震防災課HPより

「県・市町村の備蓄」

県では、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、避難生活に必要な物資を防災センターをはじめ、県下11か所の倉庫に備蓄しています。備蓄している物、量、倉庫の場所は次のとおりです。

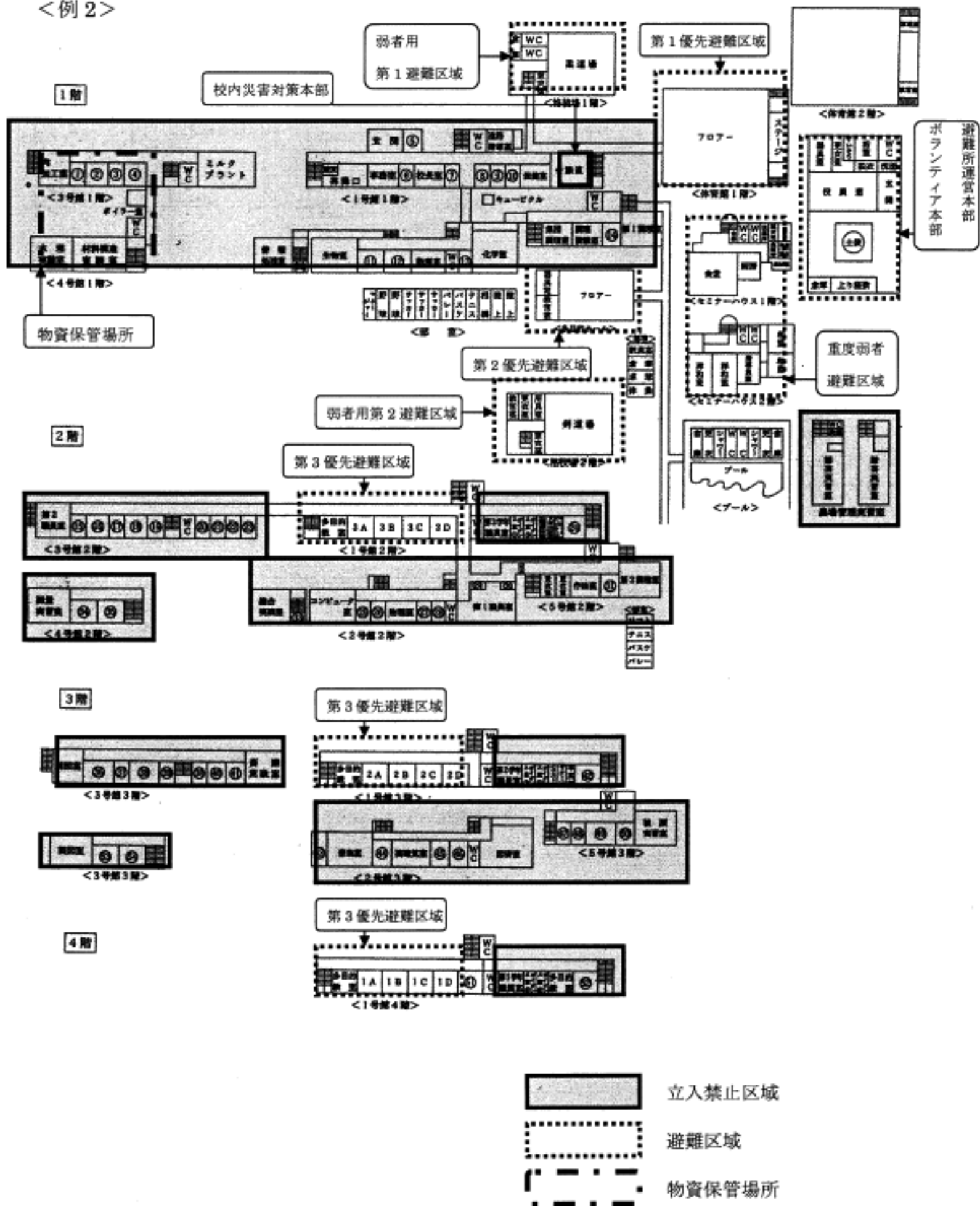
1. 県（消防地震防災課）で備蓄している物資（平成18年4月1日現在。市町村寄託を含む）

物 資 名	特 徴 な ど	数 量
発 電 機	電気を発生させる機械です。直流、交流両方の電流を発生させられます。	477台
投 光 器	夜間屋外での照明に使います。	320台
炊 飯 装 置	レンジ、バーナー、鍋がセットになっていて、ご飯を炊く以外にもお湯を沸かすことや、レトルト食品の調理にも使えます。	415台
ろ 水 機	川などの水を飲料水にする機械です。	エンジン付き 53台 手動式 10台
簡易トイレ	組立式で、水がなくても使用できます。1ヶ月以上メンテナンスの必要はありません。	860台
飲料水自動包装充填設備	飲料水を袋詰めする機械です。袋詰めした飲料水は持ち運べます。	11組
給 水 槽	飲料水を貯めておくためのものです。	組立槽 184台 車載型 100台
担 架	けがをした人を運ぶためのものです。	341台
救 急 医 療 セ ッ ト	けがをした人を治療するのに必要なものです。救急箱とは違い、手術用品などが入っています。	20セット
毛 布	寝具として使います。	57,600枚
防水シート	屋根が壊れたときに屋根の上に置いて雨漏りを防ぐことや、シートとして使えます。	61,000枚
食 糧	水や火がなくても食べられるクラッカーです。	298,000食
テ ン ト	学校などにある本部用テントです。	10張
エアテント	空気を送り込んで膨らませて使います。救護所として使えます。	55張
キャントルセット	屋内での明かりに使います。	6,600個
入浴システム	浴槽、ボイラーのほか、囲いのテントなどがセットになっています。	5セット

倉 庫 の 場 所	
中央防災センター	千葉市中央区仁戸名町666-2
西部防災センター	松戸市松戸558-3
葛南地域防災備蓄倉庫	船橋市高瀬町52
印旛地域防災備蓄倉庫	佐倉市鎌木仲田町8-1（印旛合同庁舎）
香取地域防災備蓄倉庫	香取市佐原イ221（佐原中央公民館）
海匝地域防災備蓄倉庫	旭市鎌数5146（旭高等技術専門学校）
山武地域防災備蓄倉庫	東金市油井1055-1（農業総合研究センター応用昆虫研究室）
長生地域防災備蓄倉庫	茂原市茂原1102-1（長生合同庁舎）
夷隅地域防災備蓄倉庫	大多喜町森宮8-3（旧大多喜高等学校 森宮校舎）
安房地域防災備蓄倉庫	館山市亀ヶ原803（旧安房農業改良普及センター）
君津地域防災備蓄倉庫	木更津市貝淵3-13-34（君津合同庁舎）

※この他にも、健康福祉部で医薬品等、県土整備部で水防用資機材等、水道局で飲料水を備蓄しています。

<例 2>



児童生徒の連絡先一覧表＜例 3＞

年 組

No.	氏 名	性 別	保護者 名	自 宅 住 所 ・ 電 話	避 難	避 難 先 住 所 ・ 電 話	通 学 方 法	特 記 事 項
					(○)			

教職員の連絡先一覧表＜例 4＞

科	職 名	氏 名	自 宅 住 所 ・ 電 話	避 難	避 難 先 住 所 ・ 電 話	通 勤 方 法	特 記 事 項
				(○)			

災害発生～学校再開まで ※生徒在校時

地域住民の動き	市町村の動き	学校の動き	注意点・問題点	参考資料
住民避難	災害発生			
	避難命令、勧告	・生徒の安全確保 ・負傷者等への対応	・校内避難経路の確認(防災訓練等) ・家庭への連絡 ・引渡し方法の確認 ・連絡先一覧表の作成……<例3>	事務長会マニュアル(発生時の対応)
		※生徒不在時には ・教職員の自動参集(震度5強～第3配備) ・生徒の安否確認 ・施設の被害状況の調査		実働マニュアルP7
	救出活動			
	1. 避難所の開設		※学校職員の災害時の係分担をあらかじめ決めておく……<例1> ・誰が中心となって運営の指揮にあたるのか？(自治体の職員派遣が早急に行われるとは限らない) ・収容人員の把握(1人あたり4㎡)	実働マニュアルP21 実働マニュアルP4 実働マニュアルP5
		(災害担当部局に引き継ぐまでの協力) ・被災状況の把握 ・県、市町村、自治会との連携 ・校内の危険箇所の確認 ・施設内の誘導表示、開錠、誘導	・事前協議、連絡方法等の確認が必要 ・ガス、水道、電気の状況確認(二次災害の防止) ・校内の開放区域、立入禁止区域をあらかじめ決めておく……<例2>	事務長会マニュアル(発生時の対応) 実働マニュアルP21
	2. 校内災害対策本部(仮)の設置		※関係機関との情報交換 ※使用除外施設……<例2> ・普通教室(教育活動上必要最小限度確保) ・校長室、職員室、事務室(管理スペース) ・保健室等(医療活動スペース) ・特別教室(機器、化学薬品等がある) ・その他学校運営に必要とする最小限度の施設	実働マニュアルP6・P20
	3. 避難所の運営			避難所運営手引きP2
	避難生活のルールづくり(リーダーの選出)			
・救援物資の仕訳作業	・避難者の把握、情報収集、伝達 ・問い合わせの対応、避難者名簿作成 ・けが人、病人対策 ・ライフラインが断たれていた場合の対策 ・基本的な生活のための環境づくり ・避難所内の治安維持	・掲示閲覧場所の設置 ・生活用水、電気、情報通信機器の確保のための協力 ・校内の使用可能備品、設備等の説明 ・トイレ等の使用方法説明 ・生活必需品等の供給の協力、ゴミ等の環境整備	※避難所の利用分類 ・運営、管理 ・医療活動、カウンセリング ・通信、情報事務 ・炊き出し、調理 ・病人、高齢者等対策 ・遺体安置(事前協議) ※遺族への対応 警察の検死立会 遺体搬出～出葬 等の問題もありうる ・その他(物資保管等) ※避難所閉鎖後に学校施設として、すぐ機能させるための施設の使い方に考慮する。 ・被災による使用不能備品の把握 ・水が出ない時の対応等故障させないための対策	
	4. 授業再開に向けての準備			
		・通学路、周辺地域の安全確認 ・施設、設備の点検、確保 ・使用教室の確保 ・備品の被害状況確認 ・生徒の動静の把握 ・職員の服務の把握 ・教育活動再開の決定、連絡	・PTAとの協力 ・復旧作業の役割分担 ・状況により臨時教室の確保、周辺学校へ分散 ・短縮、2部授業 ・使用不能備品の廃棄手続き ・生徒、家族、家屋の被災状況の把握 ・連絡先一覧表の活用……<例3> ・転出入の手続き(他県等へ転出する場合) ・授業料減免、育英補助等の措置 ・生徒の心のケア ・職員の被災状況の把握……<例4> ・宿日直手当等の諸帳簿整理 ・児童生徒、保護者への連絡方法の確認(防災無線、貼紙等)	実働マニュアルP21 実働マニュアルP24
	5. 授業再開		※通学路、施設、児童生徒、教職員、避難所の状況を総合的に判断し、再開時期を決定する。	
	避難所の縮小			
		・復旧に要する費用の予算要求 ・職員の給与、福利厚生関係	・施設改修、備品修理、廃棄、購入予算資料作成 ・被災状況に応じた手続き(通勤手当、住居手当、共済組合員証関係等)	
	6. 避難所の閉鎖			

※事務長会マニュアル……災害時の対応マニュアル(千葉県公立学校事務長会)、避難所運営手引き……震災時における避難所運営の手引き(千葉県総務部消防防災課)、実働マニュアル……震災時における実働計画(実働マニュアル)(千葉県教育庁)